

旧教育館跡地暫定活用事業提案 募集要項等に関する新旧対照表

頁数	項目	修正前	修正後
募集要項 P. 22	第 8 章 2. 各種調査・設計等 協議	事業者決定後、事業者は速やかに実施設計等を開始し、提案施設等の整備に際して必要な調査、協議、許認可の取得、届出、その他法令で定める事項を実施してください。 事業者は、実施設計等を進めるにあたり、提案内容を遵守するものとし、本市の要請があった場合には、関係資料の提供及び協議に応じなければなりません。また、疑義を生じた際は、事業者は速やかに本市に対して協議を申し入れなければなりません。	事業者決定後、事業者は速やかに実施設計等を開始し、提案施設等の整備に際して必要な調査、協議、許認可の取得、届出、その他法令で定める事項を実施してください。 事業者は、実施設計等を進めるにあたり、提案内容を遵守するものとし、本市の要請があった場合には、関係資料の提供及び協議に応じなければなりません。また、疑義を生じた際は、事業者は速やかに本市に対して協議を申し入れなければなりません。 <u>提案施設等の設置箇所及び配置に関しては、予め本市と事業者で協議のうえ決定することとし、本市から変更するよう求められたとき、事業者はこれに応じなければなりません。</u>
募集要項 P. 23	第 8 章 9. 地中残置物の取扱い	本市及び事業者は、資料 4 のとおり貸付物件となる本事業対象敷地の地中に旧教育館躯体の一部などが残置されていること及び資料 4 に示す残置物以外のものが存在する可能性があることを確認するとともに、事業者は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、地中残置物に影響を及ぼすことがないようにしてください。 なお、地中残置物に損害を及ぼした場合は、損害の一切について事業者の責任と費用で解決することとし、本市に対して、補償等の請求はできないこととします。 また、地中障害物により、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合であっても、貸付契約を解除することはできないものとし、この場合、事業者の責任と費用により提案事業の内容を変更し、提案事業の実施を継続していただきます。 なお、地中残置物の一部を撤去することで提案事業の継続が可能となる場合、事業者は、本市の許可を得て地中障害物の一部を自らの責任と費用により撤去することができます。ただし、撤去により隣地又は道路等に損害を及ぼし	本市及び事業者は、資料 4 のとおり貸付物件となる本事業対象敷地の地中に旧教育館躯体の一部などが残置されていること及び資料 4 に示す残置物以外のものが存在する可能性があることを確認するとともに、事業者は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、地中残置物に影響を及ぼすことがないようにしてください。 なお、地中残置物に損害を及ぼした場合は、損害の一切について事業者の責任と費用で解決することとし、本市に対して、補償等の請求はできないこととします。 また、地中障害物により、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合であっても、貸付契約を解除することはできないものとし、この場合、事業者の責任と費用により提案事業の内容を変更し、提案事業の実施を継続していただきます。 なお、地中残置物の一部を撤去することで提案事業の継続が可能となる場合、事業者は、本市の許可を得て地中障害物の一部を自らの責任と費用により撤去することができます。ただし、撤去により隣地又は道路等に損害を及ぼし

		た場合は、損害の一切について事業者の責任と費用で解決することとし、本市に対して、補償等の請求はできないこととします。	た場合は、損害の一切について事業者の責任と費用で解決することとし、本市に対して、補償等の請求はできないこととします。 <u>貸付期間中に、本市が、資料 4 に示す赤枠部分に存在する地中残置物（以下「地中残置物調査等部分」という。）について、調査又は撤去を行うことがあります。本市は予め事業者へその旨を通知することで、対象敷地の使用を一部制限し、対象敷地へ立入って調査又は撤去を行うことができるものとし、事業者はこれに協力しなければなりません。</u> <u>また、本市が地中残置物調査等部分の調査又は撤去を行うにあたり、事業者が設置した提案施設等が支障となる場合、事業者は、自らの責任と費用により、支障となる提案施設等（以下「支障部分」という。）を撤去又は移動しなければなりません。事業者が支障部分の撤去又は移動に応じないときは、本市が事業者に代わって支障部分の撤去又は移動を行い、要した費用は事業者へ請求します。</u> <u>なお、事業者が支障部分の撤去若しくは移動を行ったとき又は本市が事業者に代わって支障部分の撤去若しくは移動を行ったときに事業者に損害が生じた場合であっても、本市に対して、補償等の請求はできないこととします。</u>
資料集	資料 4 残置物測量図	—	<u>「地中残置物調査等部分」を記載</u>
資料集	資料 5 旧教育館跡地暫定活用に関する基本協定書（案） 第 7 条 各種調査・設計等協議	（各種調査・設計等協議） 第 7 条 乙は、提案施設等の整備に際して必要な測量、地質調査、又はその他の調査（以下「測量等」という。）を自らの責任と費用において行うものとし、乙は測量等を行う場合、甲に対して事前に連絡するものとし、かつ、測量等を終了したときは甲に対して測量等に係る報告をしなければならない。 2 乙は、提案施設等の整備にあたり、甲からの求めに応じ必要書類等を開示し、又は甲からの質問に対し回答を行わなければならない。	（各種調査・設計等協議） 第 7 条 乙は、提案施設等の整備に際して必要な測量、地質調査、又はその他の調査（以下「測量等」という。）を自らの責任と費用において行うものとし、乙は測量等を行う場合、甲に対して事前に連絡するものとし、かつ、測量等を終了したときは甲に対して測量等に係る報告をしなければならない。 2 乙は、提案施設等の整備にあたり、甲からの求めに応じ必要書類等を開示し、又は甲からの質問に対し回答を行わなければならない。

		3 乙は、甲と緊密に連携して提案施設等の整備に必要な協議を行うものとする。 4 前各項に定めるもののほか、提案施設等の整備に際して、疑義を生じたときは、必要に応じて速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。	<u>3 提案施設等の設置箇所及び配置に関しては、甲乙協議のうえ決定するものとし、乙は、甲から提案施設等の設置箇所又は配置を変更するよう求められたときは、これに応じなければならない。</u> 4 乙は、甲と緊密に連携して提案施設等の整備に必要な協議を行うものとする。 5 前各項に定めるもののほか、提案施設等の整備に際して、疑義を生じたときは、必要に応じて速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。
資料集	資料 6 公有財産有償貸付契約書（案） 第 12 条 地中残置物	（地中残置物） 第12条 甲及び乙は、貸付物件の地中に、募集要項において示すとおり、旧教育館躯体の一部などが残置されていることを確認する。 2 甲及び乙は、前項に定める残置物以外にも、貸付物件の地中に残置物が存在する可能性があることを確認する。 3 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、第 1項及び第 2項に定める残置物（以下「地中残置物」という。）に影響を及ぼしてはならない。 4 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、地中残置物に損害を及ぼした場合は、乙はその損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。 5 乙は、地中残置物により、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合であっても、本件契約を解除することはできない。 6 前項の定めにより、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合、乙は、自らの責任と費用で、提案事業の内容を変更し、提案事業を継続しなければならない。 7 前項の定めにより、乙が提案事業の内容を変更するにあたり、地中残置物の一部を撤去することで事業の継続が可能となる場合、乙は、甲の許可を得て地中残置物の一部を、	（地中残置物） 第12条 甲及び乙は、貸付物件の地中に、募集要項において示すとおり、旧教育館躯体の一部などが残置されていることを確認する。 2 甲及び乙は、前項に定める残置物以外にも、貸付物件の地中に残置物が存在する可能性があることを確認する。 3 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、第 1項及び第 2項に定める残置物（以下「地中残置物」という。）に影響を及ぼしてはならない。 4 乙は、提案施設等の整備及び提案事業の実施に際して、地中残置物に損害を及ぼした場合は、乙はその損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。 5 乙は、地中残置物により、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合であっても、本件契約を解除することはできない。 6 前項の定めにより、提案施設等の整備及び提案事業の実施が不可能又は困難となった場合、乙は、自らの責任と費用で、提案事業の内容を変更し、提案事業を継続しなければならない。 7 前項の定めにより、乙が提案事業の内容を変更するにあたり、地中残置物の一部を撤去することで事業の継続が可能となる場合、乙は、甲の許可を得て地中残置物の一部を、

		自らの責任と費用により撤去することができるものとする。ただし、地中残置物の一部撤去に際して、隣地又は道路等に損害を及ぼした場合は、乙はその損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。	自らの責任と費用により撤去することができるものとする。ただし、地中残置物の一部撤去に際して、隣地又は道路等に損害を及ぼした場合は、乙はその損害の一切について、自らの責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。 8 甲が、募集要項において示す地中残置物調査等部分に関する調査又は撤去を行うため、乙に対して、支障となる提案施設等（以下「支障部分」という。）について撤去又は移動を求めた場合、乙は、自らの責任と費用により支障部分を撤去又は移動しなければならない。この場合において、乙は、支障部分の撤去又は移動に際して生じた損害の一切について、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。 9 乙が前項の定めに従わず、支障部分の撤去又は移動を行わないときは、甲が、乙に代わって支障部分の撤去又は移動を行うことができるものとする。この場合において、甲は、撤去又は移動に要した費用について、乙に対して、請求できるものとし、乙は、生じた損害の一切について、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる請求もしないものとする。
資料集	資料 6 公有財産有償貸付契約書（案） 第 17 条 調査等協力義務	（調査協力義務） 第17条 甲は、貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。	（調査等協力義務） 第17条 甲は、貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。 2 甲は、第12条第 8項の規定に基づき地中残置物調査等部分に関する調査若しくは撤去を行うとき又は同条第 9項の規定に基づき乙に代わって支障部分の撤去若しくは移動を行うときは、予め乙に通知したうえで、貸付物件の乙による使用を一部制限し、貸付物件に立入ることができるものとする。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

資料集	資料 6 公有財産有償貸付契 約書（案） 第 18 条 違約金	（違約金） 第18条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。 (1) 第 4条第 2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料年額の 100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。） (2) 第 4条第 3項各号又は同条第 4項の定めに違反したときは、金_____円（貸付料年額の 100分の30に相当する額。） (3) 第13条第 2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、同条第 1 項に定める指定期日までに貸付物件を第 4条に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料年額額の 100分の10に相当する額。） (4) 第15条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料年額の 100分の30に相当する額。） (5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料年額の 100分の10に相当する額。） 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。	（違約金） 第18条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。 (1) 第 4条第 2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料年額の 100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。） (2) 第 4条第 3項各号又は同条第 4項の定めに違反したときは、金_____円（貸付料年額の 100分の30に相当する額。） <u>(3) 第12条第 8項に基づき甲が支障物件の撤去又は移動を求めたにもかかわらず撤去又は移動を行わないときは、金_____円（貸付料年額額の 100分の10に相当する額。）</u> (4) 第13条第 2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、同条第 1 項に定める指定期日までに貸付物件を第 4条に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料年額額の 100分の10に相当する額。） (5) 第15条の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料年額の 100分の30に相当する額。） (6) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料年額の 100分の10に相当する額。） 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
-----	--	---	--